

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3235

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 22 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

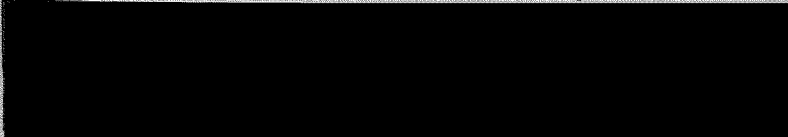
賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。



- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階

名称 株式会社 トータルホーム

電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10

氏名 永頼 希樹

電話 (048) 223-6050

勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	2024年5月1日 から 2025年4月30日 まで	新契約期間	2025年5月1日 から 2026年4月30日 まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳 家賃	20,000 円	内訳 家賃	20,000 円
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社 トータルホ 国土交通大臣 (4)	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3273

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 23 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	8 月分		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 48302	お取引日 07-07-23	時刻 12:54
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥193,600	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
サヤマフトウサン(カ様)

ご依頼人

ヒカ"ツヤマトオルセイムカット"ウツ"ムリヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 230003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 還 期	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間	
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 口 座 種 類 名 義 人		
	支 払 期 限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人 極度額	家賃債務保証会社 社名		

特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するものとする。

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者		
[取引態様]「貸借」／媒介・代理・	[取引態様]「貸借」／媒介・代理・	[取引態様]「貸借」／媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号	[免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡 1-1-22	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役	[代表者の氏名] 代表取締役	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号]	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

天災、地震、その他契約の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取崩、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(ⅱ)の更新料、更新手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新(前項の更新3日)により、甲乙他法廷の法定更新を含みます。された場合、乙は、本契約が更新される日より、甲に対し更新料として、(ⅱ)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の借組関係が損なわれたと認められるときは、甲は何時の催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務についてこの通知書によってその履行の責を負うこととし、本契約が法定时效、令更新更新（令更新を含む。）により更新された場合も、引継ぎを遺言保証人としてその責を負うものとします。ただし、丙が更新の場合、その負担は（後掲）日に記載の債務額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出事項に通知がない場合、乙に代って届出事項は通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全な所有権と本契約に基づく一切の債務が消滅されたとその責を負うことができません。
4. 丙が死亡したとき、被遺言保証人の地位を受けたとき、その他甲の認める遺言保証人にその引継ぎを委任することがあります。この場合、乙は直ちにその承認する遺言保証人を確定し、その旨を遺言保証人に通知せしめなくてはなりません。
5. 乙が他の遺言保証人と委任できなかったとき、または甲の承認を得ることができなかったとき、甲は本契約を解除できるものとします。
6. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意による本契約の存続に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
7. 丙が甲に対し、金銭証明書を提示して、資料その他本契約に基づいて乙が負担する債務について不利益の有無を乙の承認し、その承認の提供を求めたときは、甲は、甲の指示する方法により、当該情報を提供するものと、乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承認を得て、遺言保証人からみて、家賃債務保証業者と保証契約の締結することとができます。

1. 乙は、次の各号のいづれかに該当することを停止条件として、本契約の履行の申出に
して合意する。但し、本契約の履行の申出に際して乙は、前条第2項の期限を丙に要しない。
(1) 乙契約の成立後3ヶ月以上経過し、または度々延滞を繰り返したとき、甲が当該期間
定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
(2) 乙が甲への届出をせずに所定に不足し、8ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または他者の事由により本契約の履行が困難になったとき

2. 丙は、本契約が成立後3ヶ月を超えて、前項の停止条件が成就したときが、である。

第2条第7項に基づき、【選定】日に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、早および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとする。

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（貸料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、14.8%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する証書契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。

督促1回につき手数料として金3,000円(別途消費税等)を申し支払うものと
します。

1. 申および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に基づき、契約したものとします。

(1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属したこと

(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないうこと

① 相手方または第三者と不当な競争または競争を怠る行為

② 相手方または第三者と不正な取引行為や不正な競争行為等を行う、または信用を毀損する行為

第2条(個人情報の取扱い等)
第1条において、本契約の目的を達成するために必要と認められる個人情報の取扱い等については、以下のとおりとする。

1. 甲が乙及び、本契約の目的により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、乙の信用に損を及ぼす行為は、乙の秘密保持義務違反とみなす。
2. 甲が乙及び、本契約の目的により知り得た相手方の秘密事項に関する法令およびその趣旨の規範を遵守し、個人データの適法な保護に努め、悪意の行為を行うものとする。
3. 甲が乙及び、前項に定めるものにより知り得た相手方に本人の同意を得ることなく個人データの提供を行う行為は、乙の秘密保持義務違反とみなす。ただし、甲は個人データデータベース管理に乙の同意を得る必要はないものとします。ただし、次に掲げる場合には乙の限りであつて甲はまた、

- (1) 法令に基き得る場合、
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- (3) 公衆の健康の増進に必要と認められる個人情報の提供のために必要とがある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- (4) 国の機関として地方公共団体等がその業務上受けた者から提供を受ける事務であつて、本人の同意を得ることに支障を及ぼす場合であつたとき

【**標記**】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に調整するものとします。

争物及び又は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をせしめようとするときは、争物又は争物に對する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙、各々の信義を重んじ誠意をもって協議解決します。

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保合、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめこの承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和 6年 4月 1日より令和 11年 2月 末日迄
向う 5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月 末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）

万一、ヶ月金なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文) に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 12 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番 1

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3274

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 23 日	支出額	2,552 円
項目	事務所費	充当額	2,041 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	玄関マットリース代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3274

(2/2)

お客様名埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
埼玉県東3-11-18-103

納品日 07年 07月 23日 次回訪問日 09月 17日
取引 (現金)

納品・請求書
兼 領収書

TEL: 048-541-8110
C水 00999 8W

ダスキン 鴻巣
有限会社クリーンショップ
〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

T8030002182567

商 品 名	契約数量	納品数量	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額		納品数	金額	
*WHIH 吸塵・吸水マット17レ対A	2	2	1276	2	2552				
10%合計 2,552 内消費税 (232)									
前回未収残	合計金額	内消費税	納収額	伝票 NO.0001120088					
(10%)	2,552	232	2,552						

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3303

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 24 日	支出額	55,000 円
項目	事務所費	充当額	49,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所 賃借料（令和 7 年 8 月分）として		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。 RESONA			
埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56703	07-07-24	11:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
万円 千円 千円 円		(硬貨)	
お振込明細またはご案内			
電信			
お受取人	登録番号 0002		
ご依頼人	チハ" タツヤ様		
電話番号	[REDACTED]		
取扱番号	240001		
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

建物賃借契約書

(所在地) 加賀市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 取説の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。

3. 看板の取り付け・広告用紙等、窓ガラスに文字を記入すること等。

4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

〔第8条〕（破損・滅失に対する責任）

乙又はその関係人が、その稱すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

〔第9条〕（解約の申し入れ）

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。

4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

〔第10条〕（契約の解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。

3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

〔第11条〕（明渡しの履行条項）

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。

2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。

3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。

4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・有害物・悪臭を出すもの、重置物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを守る。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸借人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(1/12)

日付	令和 7 年 7 月 24 日	支出額	96,800 円
項目	事務所費	充当額	87,120 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 家賃・駐車場代 8 月分		
備考	口座名義 松井 弘 うち 家賃 82,500 円 駐車場代 14,300 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(2/12)

07-07-24 .送金	¥104,500	ATM カ)ク"ラント

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(3/12)

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という。）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示				
建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ銅板葺 / (3) 階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設		無		

賃料等					
賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条
原契約第2条及び原契約頭書（8）の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までに変更する。

第2条
本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(4/12)



2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野 商	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
	代表取締役	張		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※保証機関を利用する場合は記入して下さい。			

	A	B		
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	
	主たる事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	
宅地建物取引士	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	事務所所在地 TEL	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(5/12)

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご精栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(6/12)

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠

管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行っておりましたが、2023年（令和5年）3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年（令和5年）3月1日以降は、賃貸管理業務（家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応）は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいますようお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、
2023年3月分賃料等（2023年2月末支払い分）より、下記口座に変更となります。
大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

（連絡先）

電話番号：03-6659-9256 FAX番号：03-6659-9257

E-MAIL（代表）：contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料（2023年2月末支払い分）より

三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970

株式会社Grant（グラント）

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(7/12)

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	1. 口座振替 金融機関: 口座番号: 口座名義人: TEL: 2. 振込み 3. 持参 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江都区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(8/12)

頭付(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	保証額	円

頭付(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭付(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中弘	TEL	
	住所		
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 隆	
	事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号	東京都知事 (I) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(9/12)

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	〈住居表示〉埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		〈登記簿〉 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9（家屋番号）26番8		
	構 造	鉄骨造／亜鉛メッキ鋼板葺／（3）階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
	面 積	29.65㎡(8.97坪)		
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内10%消費税 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内10%消費税 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円
更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の0.5ヶ月分		

第1条

原契約第2条及び原契約頭書（3）の契約期間「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日まで」とあるのを「2025年(令和7年)7月20日から2028年(令和10年)7月19日」までに変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(10/12)

2025年(令和7年) 6 月 26 日

甲・貸主	氏名 株式会社平野 代表取締役	TEL 03 (6204) 2907
	住所 東京都江東区豊洲4-8-13	
乙・借主	氏名 松井 弘	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名 原契約書通りとする	TEL ()
	住所	
家賃債務 保証業者	※登録保証を利用する場合に記入して下さい。	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	商号又は名称	株式会社Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(2)第103854号	免許証番号	() 第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	㊟
	登 録 番 号		登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社Grant	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	事務所所在地 TEL	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(11/12)

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	1. 口座振替 2. 振込み 金融機関: 口座番号: 口座名義人: TEL: 3. 持参 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	
所有者	氏名
	住所

政務活動費 領収書等貼付用紙

3304

(12/12)

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	担保額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL	
	住所		
宅建建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役	望月
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号		
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号		
宅建建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	